

第8期介護保険事業計画の「取組と目標」にかかる評価（最終評価・中間報告）

4.【西ノ島町】

| (1)取組と目標 | | | | | (2)自己評価 | | | 運営協議会 評価 |
|----------------------|---|--|--|---|---|------------------------------|--|-------------|
| テーマ | 現状と課題 | 第8期における具体的な取組 | 目標(事業内容・指標等) | 計画における参照箇所 | 実施内容 | 自己評価結果 | 課題と対応策 | |
| 1.自立支援、介護予防・重度化防止の推進 | サロン、体操教室、健康教室、まめな体操等、計画的に自立支援や介護予防のための事業を行っている。これらの活動は、閉じこもり予防や認知症予防としての役割も果たすものとなっている。しかし、地区によって参加人数に差があることや参加者が固定化されているため、参加していない方に向けてどう普及啓発していくかが課題である。高齢者クラブへの支援については、引き続き実施し、地域の担い手になってもらう | ①まめな体操の普及活動 ②閉じこもり予防 ③ICTの活用 | ①現在、まめな体操(筋力強化のための重りを利用した体操)をしている5地区の継続実施。参加者の増加。(62人/年を目標とする。) ②サロン(66回/年)、体操教室(24回/年)、健康教室(6回/年)の開催。高齢者に対して介護予防や健康に対する意識啓発を行う。地域会食交流会(59回/年)の開催。新型コロナウイルスの状況下でも弁当配布をし、食を通じて地域住民らの交流の機会作りをする。 ③ICTデータ放送を活用したまめな体操や、体操教室等介護予防の啓発を行います。 | 第1節 生活圏域としての課題と重点施策 1. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進 45・46・47ページ | ①年1回の定期評価については、島前病院、社協と協力し計画的に実施している。令和4年度の実績は、50名の評価を実施した。 ②サロンについて、まめな体操を行っている地区については、業務量軽減の為、実施することをやめ現在、2地区減って5地区で行っている。COVID-19の感染の影響で中止になる地区もあったが、概ね計画通りに実施できている。健康教室については、「フレイル予防」について意識啓発を行っている。内容としては町の現状や運動、口腔、社会参加について研修医、リハビリスタッフ、SC、包括がそれぞれ講話を行い、参加者とともにこれからできることを話す場を作っている。 ③西ノ島チャンネルを活用し、放送を継続中。 | 自己評価【A】 概ね事業計画通りに実施できている。 | ①今後も島前病院、社協と連携し実施する。 ②COVID-19の感染者が増加し、町内でも感染者が多数みられたものの、参加者0ということはなく、活動し続けることの大切さと、サロンを楽しむに待っている町民も多くいることを知ることができた。サロンについては新規参加者がおらず、参加人数の減少がみられる。今後とも西ノ島チャンネルや個別での呼びかけを通じて参加者の増加を図る必要がある。 体操教室:まめな体操を行っている地区で実施したところ好評であった。 ③14時-15時の時間を定時とし、放送を継続している。 | |
| 2.生活支援サービスの充実 | 第7期中に西ノ島町全地区で座談会を実施し、SCと共に各地区での住民ニーズを把握し、地域資源マップを西ノ島町社会福祉協議会が作成した。マップの活用方法について社会福祉協議会及び協議体を通じ協議が必要と考える。 | ①生活支援コーディネーターと協議体の取り組み ②在宅生活への支援 ③災害時の避難体制整備 | ①DSCと連携し、サロン等を通して地区に出かけニーズの把握を行い、意欲のある町民に対しては、住民主体の集いの場の主体的な人物になってもらえるように働きかけ、地域資源の開発、ネットワーク化を推進する。 ②既存のサービスの継続に努めるとともに、ヘルパーほっとサービスやボランティアによる有償サービスの見直しによる制度外サービスを活用し、在宅生活を支援する。 ③地域の見守り体制については、民生員に避難行動要支援者名簿を配布するなど全地区で構築されている。災害時の避難体制について整備されていない地区もあり、関係機関と連携し、想定される災害を基に避難体制の整備を進める。 | 第1節 生活圏域としての課題と重点施策 2. 生活支援サービスの充実 48・49ページ | ①9月に社協主催で、専門職及びボランティア向けの研修会を開催予定。 ②R4年度のアンケートをもとにR5年度から活動を実施し、地域応援隊の利用者を増やすために民生児童委員にもチラシを配布したり便利屋や電気店にも活動の周知を行った。8月末の時点で、会員数(利用会員26名/協力会員22名)活動実績として9件(相談のみ7件)であった。 ③避難行動要支援者名簿の配布は継続的に行っている。防災担当課とともに個別避難計画を作成し、対象者への配布を行った。 | 自己評価【A】 概ね事業計画通りに実施できている。 | ①今後も、社協と協力し実施する。 ②依頼は徐々に増えているが、草抜きが多くもっと幅広いニーズに応えたい。引き続きチラシによる活動の周知や訪問などにより、ニーズ把握に努めていく。 ③防災担当と協力し、新たに作成対象者になる方への個別避難計画の作成を行う。また、随時作成済みの方の計画の見直しを実施していく。 | |

| (1)取組と目標 | | | | | (2)自己評価 | | | 運営協議会 評価 |
|----------------------|--|---|---|---|---|---|---|-------------|
| テーマ | 現状と課題 | 第8期における具体的な取組 | 目標(事業内容・指標等) | 計画における参照箇所 | 実施内容 | 自己評価結果 | 課題と対応策 | |
| 3.高齢者の生活環境(住まい)整備の推進 | 現状の施設の建物修繕、部屋の改築等については計画的に行っています。しかし、目標としていた新たな構想の確立と整備までに至っていない。特に当町の入所施設の対象とならない方の住まいの確保が課題となっている。 | ①高齢者の住まいにかかわる新たな構想の確立と整備 | ・町内の入所施設の対象とならない方の住まいについては、既存の施設や短期入所の空床を有効活用するなどし、単身世帯用の住まいの確保に努める。また、町営住宅の建設について高齢者の暮らしに配慮した建設及び環境整備について関係機関とともに検討。 整備目標:令和4年度 2床 | 第1節 生活圏域としての課題と重点施策 3. 高齢者の生活環境(住まい)整備の推進 50ページ | ①基本構想計画の作成にむけて着手している。 ②住宅改修時にCMや住宅改修業者に加え、地域リハビリテーション活動支援事業を活用し、リハ職にも訪問してもらい、助言をもらうことで今住んでいるなじみの環境で継続的な生活ができるよう支援している。 | 自己評価【B】 ①目標としている2床の整備については、8期中の整備は困難である。 | ②引き続き地域リハビリテーション活動支援事業を活用し適切な住宅改修等を実施していく。 | |
| 4.地域ケア会議の推進 | 医療及び福祉関係者が養護老人ホームの入所判定と福祉全般について協議する地域ケア推進会議、個別事例に対する検討を行うケース検討会、サービス担当者会議を開催している。新型コロナウイルスの流行を踏まえ、会議はオンラインで開催している。 | ①地域ケア推進会議の充実 | ①地域ケア推進会議を12回/年開催する。 ②ケース検討会を24回/年開催する。 | 第1節 生活圏域としての課題と重点施策 4.地域ケア会議の推進 51ページ | ①養護老人ホームの入所判定と福祉全般についての協議を行う。 ②町内の介護支援専門員が担当している各ケースについて、主治医、看護師、リハビリ専門職、各事業の担当者等が個別事例について協議する。 | 自己評価【A】 概ね事業計画通りに実施できている。 | ①今後も継続して実施。 ②今後も継続して実施。 | |
| 5.在宅医療・介護連携の推進 | 地域ケア推進会議(12回/年)、ケース検討会議(24回/年)、担当者会議(随時)を継続的に実施することにより、関係機関との連携を密にすることができた。 オンライン会議等、新しい様式となったものの継続方法や、今後も継続可能な事業の取り組みについて検討が必要である。 咀嚼機能、口腔機能などの口腔健康管理について多職種が意識をし、歯科医、歯科衛生士、言語聴覚士、管理栄養士との連携を強化。 | ①在宅医療・介護連携に関する各種会議の継続 ②ターミナルケアの在り方の検討 ③法人連絡会及び日向喫茶の継続 | ①医療サービス、介護サービスの各サービスが点ではなく線でつながるように多職種で一体性をもった連携をしていくためにも、地域ケア推進会議、ケース検討会議、サービス担当者会議を今後も開催し、共有、予測性を持った対応をとることで当事者やその家族の不安を取り除き、安心感をもって地域で生活できることを目指す。また咀嚼、口腔機能など口腔健康管理についても多職種間で意識する。 ②本人や家族の希望に沿ったターミナルケアのあり方について多職種で共通の認識をもち、最後の場を病院、老人ホーム、自宅と選択できる体制を維持する。 ③町内3法人での「地域における公益的な取組」等の意見交換・情報交換を行うことを目的とした法人連絡会、そこに病院、保健所、町も参加し、サービスに繋がっていない高齢者、障がい者を対象とした地域交流サロンを継続的に開催できるよう協力・支援を継続する。 (日向喫茶開催:年11回) | 第1節 生活圏域としての課題と重点施策 5.在宅医療・介護連携の推進 52・53ページ | ①地域ケア推進会議(10回/年)、ケース検討会議(24回/年)、サービス担当者会議(随時)についてコロナ禍でも継続実施を行っている。 ②各機関、相談があった際には連携をとり、役割を発揮している。今年度は、地域貢献推進奨学金を活用し、島根県立大学と協働でエンディングノート作成を予定している。作成の中でACP研修を受けた職員にもヒアリングを実施予定。 ③日向喫茶についてはCOVID-19の感染の影響で中止になった回(5月)があったが、法人連絡会も併せて概ね計画通りに実施できている。 | 自己評価【A】 概ね事業計画通りに実施できている。 | ①困難事例など必要に応じて、多職種で連携し個別ケースへの対応をしている。困難事例に対しては、多職種での振り返りを実施しチームとしての問題解決能力向上を目指していく。 ②今後、現場でのACP活用やエンディングノートとの連動について協議検討していく必要がある。 ③日向喫茶については参加者の増加により定員を超えることが見込まれたため、開始当初の参加基準に基づきサービスに繋がっていない方を優先的に誘うことが共有された。一方で認知症高齢者で、特に男性の通いの場がないことで、家族の介護疲労等が見受けられるケースも少なくない。介護サービスだけでなく、住み慣れた地区の中で通える場の検討をしていく必要があると考える。 | |

| (1)取組と目標 | | | | | (2)自己評価 | | | 運営協議会 評価 |
|---------------------------|---|--|--|---|---|------------------------------|---|-------------|
| テーマ | 現状と課題 | 第8期における具体的な取組 | 目標(事業内容・指標等) | 計画における参照箇所 | 実施内容 | 自己評価結果 | 課題と対応策 | |
| 6.認知症施策の推進 | 認知症の方やその家族が生活上の困難が生じて、周囲や地域の理解と協力のもと住み慣れた地域の中で自分らしく暮らし続けることができるよう、普及啓発を行う。介護者のつどいや世界アルツハイマー月間に関する展示、認知症サポーター養成講座など、事業計画に沿い順次取り組んでいる。 | ①認知症ケアパスの有効活用 ②初期集中支援チームとの連携及び認知症地域支援推進員との活動 | ①認知症は誰もがなりうるものであるということを踏まえ、認知症ケアパスを手にとってもらえる環境作りや、初期集中支援チームで有効活用できる配布の工夫を検討。 ②町内で行われているサロン等に出向いて、住民に対して、認知症は誰もがなりえるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものになっている現状について理解してもらえよう世界アルツハイマー月間に合わせて啓発、介護者の集いを計画する。 | 第1節 生活圏域としての課題と重点施策 6.認知症施策の推進 54ページ | ①9月5日～29日世界アルツハイマー月間に併せて展示、配布を図る。図書館にて行った。 ②6月に支援チーム会議と介護者のつどいを開催。介護者の集いでは7割の方が満足したと回答された。世界アルツハイマー月間について9月に町立図書館で普及啓発活動を実施予定。サポーター養成講座を10月24日(火)に開催予定。 | 自己評価【A】 概ね事業計画通りに実施できている。 | ①アルツハイマー月間に併せて図書館での展示や地区サロンでの講話を通じて認知症ケアパスの普及啓発を継続する。 ②支援チーム会議や介護者の集いの開催を継続することで、認知症の方やその家族が生活上の困難が生じて暮らし続けられるよう支援するとともに、暮らし続けられるような地域づくりを推進する。 | |
| 7.高齢者の権利擁護体制の強化 | 地区に出かけて講演会を実施し、成年後見制度についての普及・啓発をしていくことを目標としていた。地区毎での講演会は実施できなかったが障がい分野と連携し成年後見制度の講演会を実施することができた。虐待の予防・早期発見・状況把握についてケース検討会等を活用することで早期介入することができている。 | ①高齢者の権利擁護 ②高齢者の虐待予防 | ①中核機関の設立について検討し、家庭裁判所、弁護士などの法律専門職、医療福祉関係団体と連携し、専門職のみの後見業務を受任することに限界があるため、親族後見及び法人後見の受任について推進していくためにも、障がい部局と連携し、法人及び町民向けに普及啓発を行う。 ②医療・福祉関係機関・民生委員等と連携をとり、高齢者の状況把握に努めるとともに、虐待を未然に防ぐことや見守り強化を目的に、町民に対して高齢者虐待について予防啓発を実施。 | 第1節 生活圏域としての課題と重点施策 7.高齢者の権利擁護体制の強化 55ページ | ①おき後見ネットワークの定例会に参加し、各町村、事業所及び専門職と意見交換を重ねている。益田鹿足成年後見センター「オンライン視察/意見交換会」に参加予定。 ②地域ケア会議等の場を活用しながら各関係機関の首長、現場職員の対応により現在は終結。高齢者虐待防止についての広報については、11月11日介護の日と併せて11月広報で普及啓発活動を実施する予定。 | 自己評価【A】 概ね事業計画通りに実施できている。 | ①専門職後見の数が増加しており、今後、法人後見の必要性が更に増す可能性がある。おき後見ネットワーク定例会については、引き続き参加し、情報交換をしつつ中核機関の設立、法人後見等について検討していく必要がある。 ②虐待についてケース検討会、法人連絡会などの現在ある協議の場を活用しつつ早期発見早期対応し、引き続き普及啓発活動を実施。 | |
| 8.人材確保 (町村による村独自施策の推進) | 介護資格の所持者に対して、職場体験に係る旅費の助成や、就労にかかる引っ越し費用等の助成を行ってきており、いて位の成果は得られているが、充足には至っていない。また資格所持者のみならず、調理員などの職種についても充足には至っていない。従事者の年齢構成も50歳以上が5割以上をしめている中、今後の人材確保が一層課題になっていく。 | ①福祉職員職場体験等旅費支援事業補助金 ②福祉職員等確保対策給付金 ③西ノ島町奨学資金の貸与 ④西ノ島町福祉介護人材確保・定着促進事業費補助金 | ・職場体験者 3名 ・就業一時金の給付者 1名 ・U・Iターンフェア参加事業所 1か所 | 第8章 介護人材の確保及び介護給付の適正化 第1節地域包括ケアシステムを支える人材の確保 97・98ページ | ①体験利用者は、0であったが、補助金内容を見直し、交通費及び宿泊費の補助額を増額した(交通費:半額⇒体験者の所在地毎に上限を設定、宿泊費:1泊2,500円、2泊限度⇒1泊8,000円、7泊限度) ②4月に1名 社会福祉士に対し給付を行った。 ③教育委員会と連携し、奨学金についてPRを実施。総合的な学習の時間でも介護について説明を実施した。 ④県補助金を活用し、各事業所の人材確保だけでなく、スキルアップや定着に向けての補助を今年度も実施予定。 | 自己評価【A】 概ね事業計画通りに実施できている。 | ①体験利用はなし ②9月頃に1事業所、1名の介護職員の確保予定あり。 ③、④について引き続き継続実施。 | |

【評価の基準】

- A・・・概ね事業計画通りの事業が達成出来ている。(目安:目標の80%以上)
 - B・・・一部事業計画通りの事業が達成出来ていない。(目安:目標の50%～80%)
 - C・・・ほとんど事業計画通りの事業が達成出来ていない。(目安:目標の50%以下)
- ※新型コロナウイルスにより未実施となっているものは評価からは除外